

■初版第3刷をお持ちの方

頁・箇所	誤	正
目次 (viii) (x)	Lecture 4 1. 1) 次の行 条件の良い <u>標準断端</u> Lecture 6 6. <u>足継手</u> について 1) 2) <u>足継手</u> の選択 59	条件の良い <u>膝離断</u> Lecture 6 6. <u>足部</u> について 1) 2) <u>足部</u> の選択 59
P7 表1 欄外	幻肢痛	幻肢痛* *p80, p129 参照
P26	サイドノート図7 4. 見出しの行の横まで下げる	
P35	(1) 条件の良い <u>標準断端</u>	条件の良い <u>膝離断</u>
P42 下から9行 目	しかし、非常に高価な継手で、 <u>日本では 保険適用外であるため、普及数はまだ少 ない。</u>	しかし、非常に高価な継手で、普及数は まだ少ない。
P44 10行目	切断により、 <u>足関節および足部の機能は 失われるため、それを補うために足継手 が用いられる。足継手の種類や機能につ いてはLecture 6で述べる。さまざまなタ イプの足継手があるが、……</u>	切断により、 <u>生体としての足関節および 足部の機能は失われるため、それを補う ために足部が用いられる。足部の種類や 機能についてはLecture 6で述べる。さ まざまなタイプの足部があるが、……</u>
P47 サイドノー ト	<u>MEMO</u> <u>3種のソケットの比率</u> <u>各ソケットが現状で処方・作製される比 率は、PTB式:90%, PTS式:8%, KBM 式:2%となっている。</u>	<削除>
P48 6行目	現在は樹脂製の <u>TSBソケット</u> に……	現在は樹脂製の <u>TSB式ソケット</u> に……
P56 図3		<キャプションとして追加> 図のソケットは最もよく使用される

		PTB 式
P59	6. <u>足継手</u> について 2) <u>足継手</u> の選択	6. <u>足部</u> について 2) <u>足部</u> の選択
P79 13行目	できるだけ非切断側の <u>同部位</u> に抵抗をかけ、 <u>正しい段階づけを行うようにする</u> 。	できるだけ非切断側も <u>同じ部位</u> に抵抗をかけ <u>比較し</u> 、正しい段階づけを行うように <u>留意する</u> 。
P86 図7	b. 良肢位の腹臥位 股関節は屈曲位をとり、これだけでは拘縮予防には不十分である	b. 良肢位の腹臥位 股関節は屈曲 <u>外転</u> 位をとり、これだけでは拘縮予防には不十分である
P89 10行目	平行棒はたいへん安定した歩行補助具なので、初心者でも大振り歩行となりやすい。松葉杖歩行へスムーズに移行するには、平行棒を引っ張ったり、寄りかかってバランスを <u>とる</u> ことを学習させないように注意する。松葉杖へ移行する <u>際</u> 、切断者の能力により、 <u>片方</u> だけ平行棒を <u>もって</u> 、平行棒内で松葉杖歩行を行ったり、 <u>視覚的・心理的に</u> バランスをとりやすくする (図 13c, d) など、 <u>移行期の工夫</u> が有効な場合もある。 片脚で行う両松葉杖歩行は片脚立位バランスと体幹・上肢筋力が良好である必要がある。他に難易度の高い動作として、和式動作、段差昇降がある (図 14)。	平行棒はたいへん安定した歩行補助具なので、初心者でも大振り歩行となりやすい。松葉杖歩行へスムーズに移行するには、平行棒を引っ張ったり、寄りかかってバランスを <u>とったりする</u> ことを学習させないように注意する。松葉杖へ移行する <u>際は</u> 、切断者の能力により、 <u>片手</u> だけ平行棒に <u>つかまりながらもう片方の手</u> で松葉杖を <u>持って歩行する</u> など、 <u>視覚的・心理的に</u> バランスをとりやすくする (図 13) <u>ため</u> の工夫が有効な場合もある。 <u>義足を装着せずに行う動作の練習は、可動域・筋力・バランスを必要とする。とくに、片脚で行う両松葉杖歩行は片脚立位バランスと体幹・上肢筋力が良好である必要がある。他に難易度の高い動作として、和式動作、段差昇降がある (図</u>

	<図 13c, d>	14). <削除>
P136 8行目	制度として、労働者災害補償保険法（以下、労災法）と総合者総合支援法がある.	制度として、労働者災害補償保険法（以下、労災法）と障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（以下、総合者総合支援法）がある.
P136 16行目	障害者自立支援法から	障害者総合支援法から
P136 表 1	障害者自立支援法	障害者総合支援法
P139 3行目	2013年4月1日より障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）となり、	障害者自立支援法は、2013年4月1日より障害者総合支援法となり、